

FASB：流動性リスク及び金利リスクの開示

1. 経緯

FASB は、2012 年 6 月 27 日、会計基準更新書案「金融商品（Topic825）：流動性リスク及び金利リスクの開示」を公表している¹（コメント期限：2012 年 9 月 25 日）。

本会計基準更新書案は、2010 年 5 月に公表された会計基準更新書案「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」に寄せられたコメント等において、信用リスク²、流動性リスク、金利リスクに関する開示の改善が重要との指摘がされたことを踏まえたものである。なお、FASB は、金利リスク以外の市場リスク（商品価格の変動、株価、外国為替レート等）についても検討したが、流動性リスクと金利リスクが利用者から最も強い要請が示された分野として、この 2 つに焦点を当てている。

2. 流動性リスクの開示の提案

流動性リスクの開示の提案は、報告企業が金融債務を履行する上で、直面するかもしれないリスクや不確実性に関する情報を提供することを目的としたものであり、次の開示項目が含まれる。但し、開示の性質は、報告組織が金融機関³に該当するかによって異なる。

- ・ 金融負債等に関する満期分析・・・表形式で、（表 1）に関する情報を開示
- ・ 利用可能な流動性資金に関する情報・・・表形式で、制限が付されていない現金、流動性の高い資産、利用可能な貸出コミットメント等を開示
- ・ 追加的な開示：報告組織の流動性リスクへのエクスポージャーについて、定量的又は定性的な追加の開示（定量的な表における金額や時期の重要な変更、及び、報告企業が今期中に当該変更に対応したかに関する説明を含む。）

（表 1）金融負債等に関する開示 - 報告組織の種類別の開示概要

報告組織	開 示 概 要
金融機関	・ 予想される満期別に、リスクに応じて分類された金融資産及び金融負債（オフバランス項目を含む。）の帳簿価格（ <u>流動性ギャップ満期分析</u> ）
うち、預金取扱機関	・ 上記に加え、予想される満期別に、 <u>定期預金に関する情報</u> （直近の 4 四半期における資金調達費用を含む）
非金融機関	・ 予想される満期別に、 <u>予想されるキャッシュ・フロー債務に関する情報</u> （金融資産に関する情報は要求されない）

¹ 公開会社に対しては、年次及び四半期毎に開示要求が適用されるが、それ以外には年次において開示要求が適用される。

² 信用リスクについての開示は、2010 年 7 月に、会計基準更新書「債権(Topic310)：財務債権の信用状態及び信用損失に対する引当金」が公表されている。

³ 本会計基準更新書において、「金融機関」とは、主な事業活動が次のいずれかである企業又は報告セグメントを指すものとされている。

- ・ 主な収益源として、資産から生成される金利収入と借入資金に支払われる金利の差額を稼得する。
- ・ 保険の提供を行う。

3. 金利リスクの開示の提案

金利リスクの開示の提案は、市場金利レートの変化に対する金融機関の金融資産及び金融負債のエクスポージャーに関する情報を提供することを目的とするものであり、非金融機関には適用されない。金利リスクの開示については、次の事項の開示要求が提案されている。

- ・ 価格改訂ギャップ分析・・・金融商品の契約上の価格改訂をベースとした期間区分(time interval)に基づく、金融資産及び金融負債クラスの帳簿価格の開示（該当がある場合、加重平均契約利回り等を含む）
- ・ 金利感応度分析・・・金利リスクカーブを一定の仮定に基づき、瞬間的にシフトさせることによる純損益及び株主資本への影響を表す金利感応度の表
- ・ 追加的な開示・・・報告組織の金利リスクへのエクスポージャーについて、定量的又は定性的な追加開示（定量的な表における金額や時期の重要な変更、及び、報告企業が今期中に当該変更にどのように対応したかに関する説明を含む。）

4. IFRS 第7号「金融商品:開示」との比較

本会計基準更新書案で示されている提案は、IFRS 第7号の要求事項と類似しているが、次の点について、相違がある。

項目	IFRS 第7号	本会計基準更新書案
(流動性リスク) 金融負債等に関する満期分析	・ 区分して表示する期間区分を定めていない。	・ 区分して表示すべき期間区分を明示。
	・ 企業が支払いを要求される可能性がある最も早い日 (earliest possible payment date)をベースに開示。	・ 契約上、可能な予想される満期日 (expected maturity dates that are contractually possible)をベースに開示。
金融機関に関する開示要求	・ 金融機関に対して、別個の開示要求はない。	・ 金融機関に対して、別個の開示要求が定められている。
(金利リスク) 金利感応度分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての企業に要求される。 ・ 前提となる金利の変化程度は、企業の判断（合理的に起こり得る変動）による。 ・ 代替的な分析（VaR等）も認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関のみ要求される。 ・ 前提となる金利の変化程度が、基準案に記述されている。 ・ 感応度分析以外の方法は認められていない。

5. 7月10日の金融商品専門委員会において示された主な発言

- ・ 本会計基準更新書案で示されている提案では、前提条件の設定や表示方法について、

会計基準が特定の方法を示すもので、セグメント情報の開示において採用されているマネジメント・アプローチと異なる。今回の会計基準更新書案で、このような方法が示されている理由はどのようなものか。

これに対して、事務局からは、特定的前提条件を基準上定めることを通じて、開示の整合性や有用性が高められるとの指摘や、監査可能性が高まるとの指摘がされたこと等を踏まえ、FASB は、感応度分析における前提条件や表示方法等において特定のものに準拠する旨を提案していると理解しているとの回答がなされた。

以 上